

議案第70号

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年12月12日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の公布に伴い、マイナンバーを用いた情報連携により必要な特定個人情報の取得等、所要の整備を行う必要があるため提案する。

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町個人番号の利用等に関する条例（平成27年南風原町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

(4) 個人番号利用事務 番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。
第2条に次の2号を加える。

(7) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(8) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「第2の第1欄に掲げる」の次に「執行」を、「町長」の次に「又は教育委員会」を加え、「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「執行機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「町長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1中「障害者」を「障がい者」に改める。

別表第2中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は」を「医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）若しくは」に、「南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例による重度心身障害者」を「南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例による重度心身障がい者」に、「

		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律
--	--	---

		(昭和60年法律第34号) 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務による手当の支給に関する情報(以下「福祉手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
--	--	---

」を「

		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号) 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務による手当の支給に関する情報(以下「福祉手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)であって規則で定めるもの

」に、「

		福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
--	--	----------------------

」を「

		福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの

」に、「南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例 による重度心身障害者」を「南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例による重度心身障がい者」に改め、同表に次のように加える。

		生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの
--	--	------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条に第3号、第4号、第7号及び第8号を加える改正規定並びに第4条第1項及び第3項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。